

郵送式指名競争入札要領について

この度指名した入札は、郵送式指名競争入札により執行します。次の本要領を熟読のうえ参加されますようお願い申し上げます。

1 郵送式指名競争入札の概要

通常の指名競争入札と違う点は、入札参加者が直接入札会場に出席して入札する従来の方法と異なり、決められた日時までに入札書等を郵送により提出し、入札を執行するものです。

2 入札書の封筒

①入札書の郵送は、外封筒と中封筒の二重封筒とします。

②外封筒の表には、入札者の名称、入札件名、開札日を朱書きで表記して下さい。

③中封筒には、入札書と内訳書を同封し、必ず封印してください。

④中封筒には、入札者の名称、入札件名及び開札日を表記します。

※入札書と中封筒の入札件名が異なる場合は、重大な不備があり入札者の意思が明らかでないものと認め、無効となります。

※既に投函した入札書の訂正及び差し替え並びに再提出は認めません。

3 入札書等の提出について

①入札書は、配達証明付郵便により郵送してください。(直接の持参は受け付けません。)

②提出期限は、指名競争入札執行通知書により記載のとおりとします。

③入札書に記載する日付けは、入札執行(開札)日とします。

※提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる理由があっても受理しないものとします。

※入札書の到達確認の問い合わせについては、郵便局からの配達証明の返信通知で確認できることから、一切応じないものとします。

4 入札書の開札

①指名競争入札執行通知書に記載してある日時及び会場において郵送された入札書を入札事務に関係のない当組合職員立会いのもとで開札を行います。

5 落札者の決定

①開札の結果、予定価格の制限内の価格で申込みした者のうち、最低価格の者を落札者として決定します。

②予定価格の制限内の価格で申込みをしたものがないとき(1回目不落)は、入札参加者全員で再度郵送式指名競争入札を行います。

また、落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、後日、抽選により落札者を決定します。

③抽選となったときは、日時、場所、抽選の方法等について改めて通知します。